

監査公表第 696 号

住民監査請求に基づく監査の結果による平成 26 年 3 月 10 日付け勧告を受けて講じた措置について、地方自治法第 242 条第 9 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、次のとおり公表します。

平成 26 年 5 月 16 日

京都市監査委員 大 西 均
同 久 保 勝 信
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

1 勧告の内容

- (1) 平成 22 年 10 月 1 日以降の特定非営利活動法人京都文化協会への元京都市立成徳中学校の貸付けに係る同協会の使用に伴う光熱水費相当額について、同協会に対し、請求されたい。
- (2) 平成 24 年 4 月 1 日以降の文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会への元京都市立成徳中学校の貸付けに係る同委員会の使用に伴う光熱水費相当額について、同委員会に対し、請求されたい。
- (3) 上記の措置は、平成 26 年 5 月 12 日までに講じられたい。

2 京都市長からの通知に係る事項

- (1) 特定非営利活動法人京都文化協会及び文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会に対する元京都市立成徳中学校の貸付けに係る光熱水費相当額について、次のとおり措置した。

平成 22 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、使用実態のあった電気及び水道に係る料金として、特定非営利活動法人京都文化協会に対して 1,335,126 円、文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会に対して 1,763,774 円を平成 26 年 4 月 22 日付けで請求し、それぞれ同月 30 日及び 28 日に収入した。

ア 特定非営利活動法人京都文化協会

電気料金	1,327,177 円
------	-------------

水道料金	7,949 円
------	---------

イ 文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会

電気料金	1,732,895 円
水道料金	30,879 円

(2) 平成 26 年 4 月以降の光熱水費相当額についても、「特定非営利活動法人京都文化協会」及び「文化政策・まちづくり大学院大学設立準備委員会」が使用している範囲内で徴収する。

(監査事務局)